令和 8～11 年度　宇美町立小・中学校外国語指導助手派遣業務
事業者選定審査要領

1　趣旨

この要領は、「令和 8～11 年度　宇美町立小・中学校外国語指導助手派遣業務」（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルにおける審査に関し、必要な事項を定めるものである。

2　審査の対象

審査の対象は、本業務の企画提案書を提出した者とする。

3　審査をする者

審査をする者は、町長が任命した令和 8～11 年度　宇美町立小・中学校外国語指導助手派遣業務事業者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）とする。

4　審査の方法

審査は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）にて行う。

（1）一次審査（書類審査）

企画提案書を提出した者の数が４者を超えた場合に実施する。

なお、企画提案書を提出した者の数が４者を超えない場合は、企画提案書を提出したすべての者を二次審査の対象とする。

（2）二次審査（プレゼンテーション）

一次審査の通過者は、企画提案書に関するプレゼンテーションを行う。

ア．選定方法

選定方法については、企画提案書、同種業務実績、費用見積書、プレゼンテーション等を総合的に審査し、評価する。

イ．評価項目

評価項目及び配点については、次のとおりとする。

・項目ごとに各審査委員が配点内で採点し、各設問項目の評価集計を行い、最上位点と最下位点は控除し、その他の平均点を算出し、その合計点が最も高い提案書を提案した１事業者を選定する。

・合計点が最も高い事業者が複数ある場合は、選定委員会による協議の上、決定するものとする。

・なお、合計点の「最低基準」は 60 点とし、それに満たない事業者は優先交渉権者に選定しないこととする。

評価項目	配点
事業者概要(企業理念、業務実績)	10
採用・研修・業務計画（採用基準、研修体勢、業務計画)	15
労務管理（ALT の勤務状況把握、他労務管理体制)	5
危機管理(緊急時の対応、個人情報の漏洩防止)	10
相談連携(要望、苦情対応)	10
教材等の研究開発(学習意欲向上のための取組)	10
ALT の指導力(児童や教職員とのコミュニケーション能力)	20
その他の提案(提案限度額の範囲内)	10
見積金額	10
計	100

5　審査日・場所等

（1）審査日

令和 8 年 12 月 18 日（金)

（2）場所

〒811-2101　福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号

宇美町役場　2 階　大会議室(左)

（3）内容・所要時間

ア．企画提案書の要旨及び補足説明（20 分以内)

イ．質疑応答（20 分程度)

※機材準備等を含め、全体で 60 分以内とする。

（4）プレゼンテーション出席者数

1 事業者あたり、3 人以内とする。

（5）優先交渉権者の決定

委員長が認める合計得点に達する者がいないときは、優先交渉権者を決定しない場合がある。

（6）その他

ア．説明は、企画提案書に基づいて行うこと。補足資料の配布及び使用は認めない。

イ．パソコン及びプロジェクターの使用は認める。なお、パソコン以外の機器を町が準備することができる場合もあるので、あらかじめ事務局と打ち合わせること。

ウ．本プロポーザルの応募に要する費用は、応募事業者の負担とする。

エ．提出書類は、返還しない。

オ．審査経過、審査結果、審査方法等に関する質問及び異議申立ては、一切受け付けないものとする。また、選定後に最優秀提案者が不適切と判断された場合は、契約を締結しない場合もある。この場合、宇美町は損害賠償の責は負わないものとする。

6　問い合わせ先

宇美町教育委員会　学校教育課　教育環境係

（〒811-2131 福岡県糟屋郡宇美町貴船二丁目28番1号）

TEL：092-934-2245

FAX：092-933-9211

E-mail：gakkou@town.umi.lg.jp